

婚活・結婚に係る補助金のお知らせ

同窓会だよ全員集合！思い出のいらさきで素敵な出会いを

～ 同窓会DE愛（出会い）婚活応援事業補助金のご案内 ～

市では10月より、同窓生の親睦と独身男女の自然な出会いの場を創出するため、市内で開催される同窓会の経費の一部を助成します。

■対象となる同窓会

対象学校等	市内の小・中・高・特別支援学校・市青少年育成プラザ
構成員	同一の学校等卒業生で、学校、学年、学級または部活動の単位（複合可）
開催場所	市内の飲食店又は市民交流センター等
出席者年齢	20歳以上50歳以下（年度末現在）
出席者数	・15人以上（男女混合） ・男女それぞれの未婚者が出席者総数の1/8以上
その他	・出席者に対して、市からの情報提供の機会を設けること ・出席者は市が実施するアンケート調査に協力すること

■補助金額

2,000円×出席者人数（5万円上限）

※同一の単位で行う同窓会への補助金交付は、同一年度内に1回限りです。

■補助対象経費 ・案内文書の作成に係る印刷製本費及び送付に係る通信運搬費
・市内の飲食店等に支払う会場使用料及び食糧費

■申請手続き等 代表者は、同窓会開催日の14日前までに申請が必要です。

韮崎で家族になろうよ！新婚さんのいらさき暮らしを応援します

～ 結婚新生活支援事業補助金のご案内 ～

市では11月より新婚世帯の新居の住居費や引越費用の助成を行い、新生活スタートを応援します。

■対象となる世帯 次のすべての要件を満たすこと

1	平成29年11月1日から平成30年3月31日の間に、婚姻届を提出した夫婦
2	婚姻日現在において、夫婦の満年齢の合計が80歳以下である世帯
3	夫婦の所得※が450万円未満の世帯（※）平成28年1月1日～12月31日
4	申請時に夫婦ともに本市に住所を有している世帯
5	入居する住所が本市にある世帯
6	生活保護による住宅扶助その他公的な制度による家賃補助を受けていない世帯
7	市税等を滞納している者がいない世帯

■補助対象経費

住居費及び引越費用

（平成29年11月1日から平成30年3月31日までに要したもの）

■補助金上限額

1世帯当たり24万円

補助金の申請・問い合わせ 企画財政課 人口対策担当（内線358）

甲府税務署からのお知らせ

「消費税軽減税率制度説明会」を開催します

甲府税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひお越しください。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

■説明会開催日程

開催日	開催時間	開催場所
10月26日（木）	10:00～12:00	甲府税務署 5階会議室 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎
10月31日（火）	14:00～16:00	韮崎市役所 4階大会議室 韮崎市水神1-3-1

※会場の都合上、入場しきれない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■問い合わせ 甲府税務署 法人課税第1部門 ☎055-254-6105（代表）

※税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。

※軽減税率制度に関する情報は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）で確認できます。